

第3章 景観づくりの目標と方針

本計画では、第2次飯綱町総合計画（平成29年3月策定）に掲げたまちづくりの基本理念「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」を共有し、景観づくりの取り組みを通じて目指す町づくりの目標像を以下のとおり定めます。

＜目標像＞

北信五岳に抱かれたふるさとの風景を
愛着をもって守り・育て
誰もが住みたい・住み続けたい町を次代につなごう

3.2 各エリアの景観づくりの基本方針

各エリアの景観上の特性をふまえて、エリアごとに景観づくりの方向性を見出し、景観づくりの基本方針をそれぞれ以下のように定めます。

まちなかエリア

＜方向性＞

歴史的な街道や街並みの味わいを活かしつつ、
周囲の住宅との調和に配慮した住みよい環境を育て、
人が集い、にぎわう景観づくり



街道の風情を引き出し・街のにぎわいを生み出す

田園・里山エリア

＜方向性＞

りんごをはじめとする果樹栽培や棚田による米栽培など、
先人たちが築き上げた農地や集落との調和を図りながら、
文化的な暮らしを味わえる景観づくり



五岳などの山並みの眺望と
大地に根差した生活・文化・産業が織り成す景観を遺す

高原・保養エリア

＜方向性＞

自然環境との調和や保全を図りながら、
高原の魅力あふれる景観づくり



地形や植生等が作り出している景観を大事にしながら活かす

3.3 特に重要な要素や場所の指定・設定の方針

景観法のしくみの活用を図りながら、飯綱町の景観づくりにおいて特に重要性の高い要素や場所に関する保全・育成の方針を定めます。

(1) 景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等の側面から特徴のある外観を有し、良好な景観づくりの観点からも特に重要な建築物又は工作物と認められる場合は、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要建造物としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該建造物の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

【景観法施行規則】

(景観重要建造物の指定の基準)

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

(2) 景観重要樹木の指定方針

観光資源や文化財的な価値を有する樹木を候補に、良好な景観づくりの観点から特に重要な樹木については、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要樹木としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該樹木の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

【景観法施行規則】

(景観重要樹木の指定の基準)

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。



(3) 景観重要公共施設の指定方針

良好な景観づくりの観点から特に重要な公共施設（道路や河川、公園等）と認められる場合は、当該公共施設管理者と協議のうえ、景観重要公共施設として指定し、景観に配慮した整備を推進します。

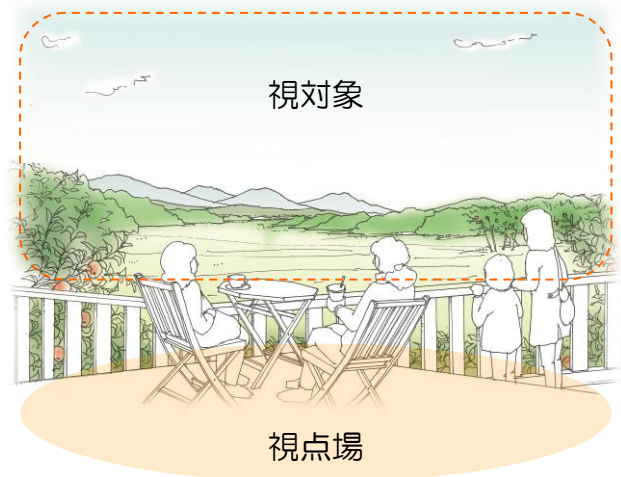
【景観の空間的な捉え方】

景観は、文字通りに読めば、「景」（見られる側）と「観」（見る側）が組み合わさった言葉として捉えることができ、空間的には「視点場」と「視対象」さらにはそれらの「関係性」で成り立つものといわれています。

① 視点場

「視点場」とは見る人がいる場所のことで、とくに良好な景観を眺められる場所は、「ビュースポット」とも呼ばれ、そうした場所があるということが大事になります。

また視点場は必ずしも固定的な場所ではなく、道路や鉄道などを移動しながら眺める場合もあります。



② 視対象

「視対象」とは見られる対象のことで、山並みや森林、農地や集落など、複数の要素が組み合わさって成り立っています。良好な景観とは、端的には「見たいものが見えやすい状態にあること」だといわれ、さらにいえば、山並みがつくるスカイラインを遮らない建物や、耕作により適切に維持管理された農地や里山など、見たいもの（要素）が適切な規模・形態で、かつ、好ましい状態に保たれていることが重要だといえます。

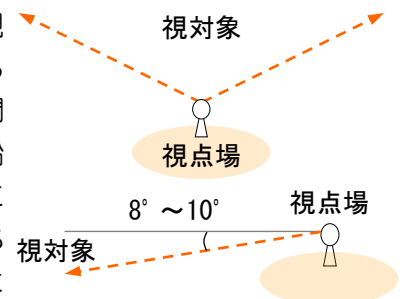
また、複数の要素の組み合わせという面では、景観を構成する各要素の全体のバランス（構図）も景観の評価に影響を及ぼします。

③ 視点場と視対象の関係性

視点場と視対象の空間的な関係性には大きく2つの要因があります。

1つは視点場から視対象の各要素までの距離（視距離）です。この距離により、景観を構成する要素の捉え方は大きく異なります。近くのもの「近景」、遠くのもの「遠景」、その中間は「中景」と呼ばれますが、例えば住宅や樹木は、複数まとめて遠くから眺めると集落や森林というまとまりで捉えられ、景観的に配慮する観点も変わってきます。

もう1つは視角（視点場から視対象を見る角度）で、これは視距離とも連動しますが、水平方向には「広がり感」として捉えられ、地域全体を見渡せるような広角で見えるパノラマ景観は、開放感を感じさせ、景観の好ましさと結びついています。他方、鉛直方向は見上げる角度は仰角、見下ろす角度は俯角で、一般的に人の視線は、俯角 10° 付近に集中するために、その領域が最も見えやすいといわれており、視角も景観配慮のポイントの一つとして捉えることができます。



(4) 特に良好な眺望景観の保全・育成の方針

① 景観重要眺望点

飯綱町に数多くある魅力的な景観から、特に眺望がよい視点場を独自に「景観重要眺望点」として設定することで、その視点場と視対象となっている景観要素を守り、育てていきます。

○三水地区（例）

- ・サンクゼール（サンクゼールの丘）【南方面】 ・塩の入信号付近【東方面】
- ・さみず農産物直売所さんちゃん【豊野方面】【信濃町方面】【斑尾山方面】
- ・扇平団地【西方面】 ・ミスズライフ【北方面】 ・三水小学校【東方面】
- ・いいづなコネクト EAST【北方面】【南西方面】 ・斑尾大橋【北方面】
- ・清水工務所【南方面】 ・りんごパークセンター【斑尾山方面】 ・松雲寺【南西方面】
【南方面】・関取場バス停付近【北方面】【西方面】 ・北部高校バス停付近【南西方面】

○牟礼地区（例）

- ・いいづなマルシェむーちゃん【北方面】 ・よこ亭【東方面】 ・曹源院付近【東方面】
- ・高坂上バス停付近【東方面】 ・坂口バス停付近【西方面】 ・上村バス停付近【東方面】
- ・大宮神社【北方面】【西方面】 ・古町地籍【南方面】 ・西黒川(大宮神社)地籍【東方面】
- ・飯綱町町民会館【西方面】【北方面】【北東方面】【北西方面】 ・丹霞郷【北東方面】
- ・霊仙寺湖【北方面】【西方面】 ・いいづなりリゾートスキー場【南方面】



② 景観重要眺望路線

町内を貫く国県道をはじめ、良好な景観を望むことができる地点（視点場）が連続して続く路線を独自に「景観重要眺望路線」として設定し、沿道及び道路から見える良好な眺望景観を守り、育てていきます。

（例）

- ・国道 18 号（小玉地籍以北）
- ・主要地方道（県道 37 号長野信濃線、県道 60 号長野荒瀬原線）
- ・一般県道（362 号線、366 号線、404 号線、459 号線、505 号線）
- ・北信五岳道路（上水内北部広域農道）

